

埼玉県感染防止対策協力金を受けた市内の飲食店等の運営者へ

ビジネスサポート応援給付金（感染防止対策分）のご案内

春日部市では、埼玉県の営業時間短縮の要請を受け、埼玉県感染防止対策協力金を受給した事業者の方々に、春日部市独自で給付金を上乗せして給付いたします。

対象：以下の要件に当てはまる店舗を運営する事業者

- ・埼玉県感染防止対策協力金の対象となり受給した店舗のうち、春日部市内にある店舗
- ※本社等が市外であっても、店舗が市内であれば対象となります

お申込み期限

令和3年6月21日（月）まで(当日消印有効)

支給額

1店舗当たり 10万円

お申込みに必要な書類

- ①申請書（申請要領に添付、または市ホームページからダウンロードできます。）
- ②埼玉県の感染防止対策協力金の支給決定通知の写し
通知がメールの場合はメール文
- ③通帳のおもて面・開いた1～2ページ目の写し

※詳細は申請要領、春日部市ホームページをご覧ください。

お申込み先

電子申請の場合 市ホームページの電子申請フォームから申請

https://s-kantan.jp/city-kasukabe-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=20958

郵送申請の場合

〒344-0061 春日部市粕壁6615-7

勤労者会館 ビジネスサポート応援給付金担当 行



お問い合わせ

勤労者会館 ビジネスサポート応援給付金担当 電話：048-752-1662

商工振興課 電話：048-797-8029

（8：30～17：15 土日祝除く）

※給付金の総額が予算額に達した場合は、一旦受付を終了させていただきます。

※詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問い合わせください。